

公立大学法人下関市立大学職員兼業規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 25 号

改正 平成 21 年 4 月 1 日規程第 24 号
平成 21 年 7 月 1 日規程第 28 号
令和元年 7 月 1 日規程第 15 号
令和 4 年 11 月 4 日規程第 25 号
令和 5 年 6 月 28 日規程第 27 号
令和 6 年 2 月 28 日規程第 10 号
令和 7 年 10 月 31 日規程第 25 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）
- 第 2 章 許可範囲（第 6 条－第 9 条）
- 第 3 章 許可基準（第 10 条・第 11 条）
- 第 4 章 兼業の期間（第 12 条）
- 第 5 章 従事時間（第 13 条・第 14 条）
- 第 6 章 雑則（第 15 条・第 16 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨等）

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学職員就業規則（平成 19 年規則第 3 号。以下「職員就業規則」という。）第 17 条、公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則（平成 19 年規則第 4 号。以下「有期雇用職員就業規則」という。）第 17 条、公立大学法人下関市立大学定年前再雇用短時間勤務職員就業規則（令和 5 年規則第 8 号）第 15 条及び公立大学法人下関市立大学再雇用職員就業規則（令和元年規則第 7 号）第 17 条の規定に基づき、公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の兼業の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第 2 条 この規程は、職員就業規則第 2 条第 1 項第 1 号に定める専任職員、同項第 2 号に定める有期雇用職員、同項第 3 号の 2 に定める定年前再雇用短時間勤務職員及び同項第 4 号に定める再雇用職員に適用する。

（定義）

第 3 条 この規程において兼業とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 報酬の有無にかかわらず、職員が営利を目的とする私企業その他の団体（商業、工業、金融業等利潤を得てこれを構成員に配分することを主目的とする企業体で、商法上の会社のほか、法律によって設置され、主として営利活動を営む法人等という。以下「営利企業」という。）の職を兼ねること（以下「営利企業における兼

業」という。))。

(2) 職員が自ら営利企業を営むこと（自己の名義で商業、工業、金融業等を営む場合をいう。なお、名義人が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合も含む。以下「自営の兼業」という。))。

(3) 報酬の有無にかかわらず、職員が教育に関する職を兼ね、又は教育に関する他の事業に従事する職を兼ねること（以下「教育に関する兼業」という。))。

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員が報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事するための職を兼ねること（以下「その他兼業」という。))。

第4条 農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等にあつては大規模に経営され客観的に営利を主目的とする企業と判断されるとき、不動産又は駐車場の賃貸にあつては次のいずれかに該当するときは、自営の兼業とする。

(1) 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合

ア 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること。

イ 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であること。

ウ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。

エ 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。

オ 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。

(2) 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合

ア 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。

イ 駐車台数が10台以上であること。

(3) 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、賃貸料収入の合計額）が年額500万円以上である場合（賃貸料収入の金額は、申請時において見込まれる将来1年間の収入予定額で判断する。収入予定額とは家賃収入等をいい、経費等を控除した後の額ではなく、賃貸する際等における1年間の総収入（賃貸予定の不動産等の家賃月額×室数×12月）が500万円以上となる見込みであれば自営にあたるものとする。))

(4) 第1号又は第2号に掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合（不動産等の賃貸物件の種類が複合している場合には、一戸建てアパート2室相当、土地1件又は駐車場1台をアパート1室相当として換算し、これらを合計して10室相当以上となるときは、この場合の自営にあたるものとする。))

2 不動産等の賃貸を共有名義で行う場合には、持分により按分したものによるのではなく、賃貸物件全体を対象として自営の兼業にあたるかどうか判断する。賃貸件数や賃貸料収入の額についても、その不動産等の賃貸に係る件数賃貸料収入の額全

体により判断する。

(兼業禁止の原則)

第5条 職員は、あらかじめ許可を受けた場合を除き、兼業を行ってはならない。ただし、第15条第3項の規定により申請手続を要しないものは、この限りではない。

第2章 許可範囲

(営利企業における兼業の許可)

第6条 理事長は、営利企業における兼業のうち、次の各号に掲げる場合に該当するものについては、許可することができる。

(1) 技術移転事業者（営利企業であって、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号。以下「大学等技術移転促進法」という。）第2条第1項に規定する特定大学技術移転事業（大学等技術移転促進法第5条第2項に規定する承認計画に係るものに限る。以下「承認事業」という。）を実施するものをいう。）の役員（会社法その他の法令に基づく法人における取締役、執行役、理事その他これらに準ずる者をいう。）（監査役その他これに準ずる者を除く。以下この条において同じ。）、顧問又は評議員の職（以下この号において「技術移転事業者の役員等」という。）を兼ねる場合で、次のア及びイのすべてに該当するとき。

ア 申請に係る職員が、技術に関する研究成果又はその移転について、技術移転事業者の役員等としての職務に従事するために必要な知見を有していること。

イ 申請に係る職員が就こうとする技術移転事業者の役員等としての職務の内容が、主として承認事業に関係するものであること。

(2) 研究成果活用企業（営利企業であって、職員の研究成果を活用する事業を実施するものをいう。）の役員、顧問又は評議員の職（以下この号において「研究成果活用企業の役員等」という。）を兼ねる場合で、次のアからウのすべてに該当するとき。

ア 申請に係る職員が、当該申請に係る研究成果活用企業の事業において活用される研究成果を自ら創出していること。

イ 申請に係る職員が就こうとする職務の内容が、主として研究成果活用事業に関係するものであること。

ウ 申請に係る職員が就こうとする研究成果活用企業の役員等としての職務の内容に、法人に対する契約の締結又は検定、検査等の申請に係る折衝の業務（研究成果活用事業に関係する業務を除く。）が含まれていないこと。

(3) 営利企業の監査役その他これに準ずる職を兼ねる場合で、申請に係る職員が、当該申請に係る営利企業における監査役その他これに準ずる者の職務に従事す

るために必要な知見を職員の職務に関連して有しているとき。

- (4) 株式会社の取締役（代表取締役を除く。）の職を兼ねる場合
- (5) 法人が管理する知的財産（出願中のものを含む。）の実施のため契約に基づく実施企業に対する技術指導である場合
- (6) 営利企業における研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術開発を含む。以下同じ。）に従事し、又は研究開発に関する技術指導に従事する場合
- (7) 法令又は条例で学識経験者から意見聴取を行うことを義務づけられている場合
- (8) 営利企業の経営及び法務に関する助言を行う場合
- (9) 国公私立病院、診療所等の非常勤医師を兼ねる場合
（自営の兼業の許可）

第7条 理事長は、自営の兼業について、次の各号に掲げる場合に依じて、当該各号の定めに従うものについては、許可することができる。

- (1) 次のいずれにも該当する不動産又は駐車場の賃貸を行う場合
 - ア 職員の職務と申請に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。
 - イ 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の管理業務を事業者に委ねること等（親族による管理も含む。）により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
 - (2) 次のいずれにも該当する不動産又は駐車場の賃貸以外の事業を行う場合
 - ア 職員の職務と当該事業との間に物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。
 - イ 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等により、職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
 - ウ 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。
- （教育に関する兼業の許可）

第8条 理事長は、教育に関する兼業のうち、次の各号に掲げる場合に該当するものについては、許可することができる。

- (1) 学校、専修学校又は各種学校の職員のうち、教育を担当する職を兼ねる場合
- (2) 図書館、博物館、公民館、青年の家その他の社会教育施設において教育を担当する職を兼ねる場合
- (3) 学校法人、放送大学学園及び社会教育関係団体（文化財保護又はユネスコ活動を主たる目的とする団体を含む。）のうち、教育の事業を主たる目的とするものの

顧問、参与又は評議員の職及びこれらの法人又は団体の職員のうち、もっぱら教育を担当する職を兼ねる場合

(4) 国会、裁判所、防衛庁、公共企業体又は地方公共団体に附置された機関又は施設の職員のうち、もっぱら教育を担当する職を兼ねる場合

(5) 営利企業付設の教育施設、研修所及び研修会等又は文化講座等の非常勤講師で社会教育の一環と考えられる場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、許可しない。

(1) 学校、専修学校、各種学校の長を兼ねる場合

(2) 図書館等の社会教育施設の長を兼ねる場合

(3) 学校法人、放送大学学園及び社会教育関係団体の理事長又はその他の役員の職を兼ねる場合

(4) 国会、裁判所、防衛庁、公共企業体又は地方公共団体に附置された教育関係機関又は施設の長を兼ねる場合

(5) 大学等の入学試験の準備を目的として設置・開講されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等の講師を行う場合

(その他兼業の許可)

第9条 理事長は、その他兼業のうち、次の各号に掲げる場合に該当するものについては、許可することができる。

(1) 国又は地方公共団体に置かれる審議会委員等（地方公共団体の教育委員会等執行機関の委員会を除く。）の職を兼ねる場合

(2) 学会等学術研究上有益であると認められ、当該職員の研究分野と密接な関係がある公益法人等の職を兼ねる場合

(3) その他、公益法人又は特定非営利活動法人その他これらに準ずる非営利法人で、公益性が高いと認められるものの職を兼ねる場合

第3章 許可基準

(兼業の許可基準)

第10条 理事長が第2章の規定に基づき兼業を許可する場合は、当該兼業が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合することを要する。

(1) 常時勤務を要しないこと。

(2) 職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。

(3) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を生じないこと。

(4) 職員の占めている職と申請に係る兼業先の企業（当該企業が会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社である場合にあっては、同条第

4号に規定する親会社を、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第4号の子法人である場合にあっては、同法第2条第1号の一般社団法人等を含む。以下同じ。）との間に、物品購入等の契約関係その他特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

(5) 本学の使命に反し、社会的信頼を損なうおそれがないこと。

（許可の取消し）

第11条 理事長は、この規程により許可した兼業が、第6条から前条までの規定に適合しなくなつたと認めるとき又は当該許可に係る申請内容が事実と相違すると認めるときは、その許可を取り消すことができる。

第4章 兼業の期間

（許可する期間）

第12条 兼業を許可する期間は、1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、法令等に任期の定めのある職につく場合は、当該任期を限度として許可することができる。

第5章 従事時間

（従事時間の取扱い）

第13条 兼業に従事する時間は、法人の勤務時間外とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認めたときは、勤務時間内において他の事業に従事することができる。この場合において、他の事業に従事した1時間につき、公立大学法人下関市立大学職員の給与に関する規程（平成19年規程第34号）第52条又は有期雇用職員就業規則第68条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（勤務時間内の他の事業への従事）

第14条 前条の規定にかかわらず、第8条第1項各号のいずれかに該当するもので無報酬の場合は、理事長の許可を得て勤務時間内に法人の職務として従事することができる。

第6章 雑則

（許可申請手続）

第15条 許可に係る申請は、兼業許可申請書（様式第1号）により理事長へ提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項第1号又は第9条第1項第1号のいずれかに該当する場合は、兼業先からの依頼状等をもって前項の許可に係る申請手続に代えることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可に係る申請手続を要しないものとする。ただし、兼業に従事する期間が6月未満のものに限る。

(1) 従事する日が1日限りの場合

(2) 従事する日が2日以上6日以内で、総従事時間数が10時間未満である場合
(施行の細目)

第16条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規程第24号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月1日規程第28号）

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日規程第15号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和4年11月4日規程第25号）

この規程は、令和4年11月4日から施行する。

附 則（令和5年6月28日規程第27号）

この規程は、令和5年6月28日から施行する。

附 則（令和6年2月28日規程第10号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年10月31日規程第25号）

この規程は、令和7年10月31日から施行する。

別紙様式（第 15 条関係）

兼 業 許 可 申 請 書

年 月 日

（宛先）公立大学法人下関市立大学理事長

《兼業を申請する職員》

（所属） _____

（氏名） _____

下記のとおり兼業を許可されるよう公立大学法人下関市立大学職員兼業規程第 15 条第 1 項の規定により申請します。

兼業先団体等 (自営の兼業の場合 は勤務地及び 事業内容のみ記入)	名 称	
	所 在 地	
	勤 務 地	
	事 業 内 容	
兼業の内容	職 名	
	職 務 内 容	
	兼 業 期 間	年 月 日～ 年 月 日
	従 事 時 間	
	報 酬 額	円
	旅 費 額	円
備考 (添付資料)		